

内航船舶輸送統計調査規則の一部を改正する省令案 に係るパブリックコメントの募集結果について

平成22年1月29日
国土交通省
総合政策局
情報安全・調査課交通統計室

国土交通省では、平成21年12月22日から平成22年1月21日までの期間において、「内航船舶輸送統計調査規則の一部を改正する省令案」に係るパブリックコメントの募集を行いました。その結果、今回募集しました事案に関して1件のご意見を頂きました。ご意見及び国土交通省の考え方について下記の通りまとめましたので、公表いたします。

今回の募集に当たり、ご協力を頂きました方々へ厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1. 行政の効率化であれば歓迎すべき改正であるので、今後、具体的な成果なども積極的に公表してほしい。	本改正により、利便性の向上のためにホームページ上で結果を早期に公表する等、取り組んでいきたいと考えております。
2. この調査は統計法の統計としてではなく、内航海運業法又はその関係法令に規定を設けて行った方が、統計数値の結果を出すだけでなく、調査内容に応じ必要があれば海運業者への個別の行政指導を行ったり、内航海運業法上の報告や検査と関連させることができ、良いのではないかと。	内航船舶輸送統計は、国の政策決定に重要な役割を担うだけでなく、公的統計として広く国民のみなさまに利用していただくことも目的としたものであるため、統計法に基づく基幹統計として調査を実施しております。 基幹統計の作成に際しては、統計法及びその関係法令において、必要な事項について体系的に調査するよう定めており、内航船舶輸送統計についても、他の基幹統計同様、広く国民のみなさまに必要な情報を提供できるよう、統計法及びその関係法令に基づき、調査を実施することが合理的であると考えます。

<お問い合わせ先>

総合政策局情報安全・調査課交通統計室
電話番号：03-5253-8111(内線：28-741)